

第 4 章

第 3 期障害児福祉計画

1 国の基本指針の概要

市町村障害児福祉計画は、児童福祉法において、国（こども家庭庁）の基本指針に即し、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標や障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを定めることとされています。

令和5年5月に示された基本指針においては、児童発達支援センターの機能強化と地域におけるインクルージョン推進のための体制整備、医療的ケア児等に対する支援体制の充実などに向けた改正が行われるとともに、令和8年度を目途に、主に次の成果目標を基本に設定するよう示されました。

図表4－1 国の基本指針に示された市町村の成果目標

項 目	目 標
障害児通所支援の 提供体制の整備等	・ 児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、 <u>児童発達支援センター等を活用し、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</u>
	・ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保
	・ 医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置するとともに、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置

※下線は改正による追加事項を示しています。

2 第2期障害児福祉計画の成果

(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

令和5年度末までの目標である児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和5年度末までの目標である市内の保育所等訪問支援事業所2カ所に加え、さらに5カ所を確保しています。

③ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保

令和5年度末までの目標である市内の児童発達支援事業所4カ所の確保には至らないものの、2カ所を確保しています。

④ 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までの目標である市内の放課後等デイサービス事業所5カ所を確保しています。

⑤ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末までの目標どおり、富山市障害者自立支援協議会において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングを開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター1人を配置しています。

3 第3期障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保するとともに、富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や保育所等訪問支援等を活用したによる支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。

② 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保

既存の児童発達支援事業所2カ所の確保を図ります。

③ 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

既存の放課後等デイサービス事業所5カ所の確保を図ります。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

富山市障害者自立支援協議会において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングを毎年度開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター1人を配置します。

4 障害児通所支援等の見込量と確保策

I 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、障害種別にかかわらず障害のある児童を支援できるよう、医療型児童発達支援と一元化されます。

第2期計画と実績

利用児数は概ね計画どおり推移しているものの、利用延日数は計画を上回って推移しています。

図表4-2 児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	387	365	402	397	417	432
利用延日数（日／月）	1,945	1,929	2,020	2,339	2,095	2,416

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-3 児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	470	512	558
利用延日数（日／月）	2,631	2,866	3,121

見込量の確保策

現に利用している児童発達支援事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-4 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	760	758	820	875	880	945
利用延日数(日/月)	9,120	8,879	9,840	10,584	10,560	11,057

第3期計画の見込量

児童発達支援の利用状況などを踏まえると、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-5 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	1,021	1,102	1,190
利用延日数(日/月)	11,941	12,896	13,928

見込量の確保策

現に利用している放課後等デイサービス事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(3) 保育所等訪問支援

訪問支援員が障害のある児童の通う保育所等を訪問し、障害のある児童が他の児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用児数は、計画を上回って推移しています。

図表4-6 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	2	1	2	8	2	15
利用延日数(日/月)	—	1	—	8	—	23

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-7 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	20	25	30
利用延日数(日/月)	30	38	45

見込量の確保策

現に利用している保育所等訪問支援事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービスを受けるために外出することが著しく困難な、重度の障害のある児童に対し、その居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

令和3年度から令和5年度までの間は、利用がありません。

図表4-8 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	1	0	2	0	3	0
利用延日数(日/月)	10	0	20	0	30	0

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの間の利用実績はありませんが、必要に応じてサービスを提供することとし、以下のとおり見込みます。

図表4-9 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	1	1	1
利用延日数(日/月)	10	10	10

見込量の確保策

事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を実施していきます。

Ⅱ 障害児相談支援等

基幹相談支援センターにおける障害児相談支援事業所との連携を強化するとともに、障害児相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、障害児相談支援の質の向上に努めます。

(1) 障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用者数は、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-10 障害児相談支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	365	376	380	423	395	453
【参考】 支給決定者数(人)	1,230	1,263	1,330	1,392	1,430	1,489

第3期計画の見込量

利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-11 障害児相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	484	518	554
【参考】 支給決定者数(人)	1,594	1,705	1,825

見込量の確保策

現に利用している障害児相談支援事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

第2期計画と実績

コーディネーターの配置人数は、計画どおり推移しています。

図表4-12 医療的ケア児支援コーディネーターの配置の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
配置人数（人）	1	1	1	1	1	1

第3期計画の見込量

引き続き、コーディネーターを配置していくこととし、次のとおり見込みます。

図表4-13 医療的ケア児支援コーディネーターの配置の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数（人）	1	1	1

見込量の確保策

富山県が開催する医療的ケア児コーディネーター研修の受講を促進するなどし、必要に応じて、確保に努めます。